

エネルギー分野推進戦略プロジェクトチーム（PT）の運営について

平成17年12月14日

総合科学技術会議事務局 エネルギー分野担当

1. PTの座長・主査・メンバー

PT座長は、外部専門家として審議に常時参加する招聘メンバーを指名する。PT座長は、議事運営を含め専門的検討作業を取りまとめる者として、主査を置く。

PTメンバーは代理を認めず、過半数をもってPT会合の定足数とする。

2. 検討ワーキンググループ（WG）の設置

より専門的な審議を行うための検討WGを設ける。WGの主査はPT主査が務める。

WGのメンバーはPTメンバーから選出し、必要に応じてメンバー以外からも会合に招聘し、意見を聞くことができる。

検討WGの開催にあたり、WG主査の指名により主査代理を置くことができる。

3. 情報公開

PTの審議は公開、WGの審議は非公開とする。

4. 関係府省からの意見聴取

PT座長及びWG主査の判断により、関係府省から意見を聴くことができる。